

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名捺印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
グイエトナム	中部地方橋梁改修計画のための贈与に関する日本国政府とグイエトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	中部地方橋梁改修計画を実施するために必要な1. 機械及び資材並びにその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 橋梁の建設指導に必要な役務の供与 4. 橋梁の管理指導に必要な役務の供与	739,000千円 H15.3.28まで	H14.3.29 ハノイで (同日)	日本側 山崎隆一郎在グイエトナム大使 グイエトナム側 レ・グオック・ホア交通運輸大臣	H15.2.10 29号
グイエトナム	ホーチミン道路計画に係る灌木除去機及び関連機械整備計画のための贈与に関する日本国政府とグイエトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	ホーチミン道路計画に係る灌木除去機及び関連機械整備計画を実施するために必要な1. 車両、機械及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機械の管理指導に必要な役務の供与 4. 北部地下水開発計画のために必要な1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,454,000千円 H15.3.31まで	H14.4.22 ハノイで (同日)	日本側 山崎隆一郎在グイエトナム大使 グイエトナム側 レ・グオック・ホア交通運輸大臣	H14.9.10 383号
グイエトナム	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とグイエトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生が日本国での勉強に必要な経費の供与	463,000千円 H15.3.31まで	H14.8.30 ハノイで (同日)	日本側 山崎隆一郎在グイエトナム大使 グイエトナム側 グエン・ミン・ヒエン教育訓練大臣	H15.9.1 298号
グイエトナム	ハノイ市廃棄物管理機械整備計画のための贈与に関する日本国政府とグイエトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	ハノイ市廃棄物管理機械整備計画を実施するために必要な1. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機械の操作指導に必要な役務の供与 4. ニヤチャン海洋養殖研究開発センター建設計画を実施するために必要な1. 管理研究棟、ふ化飼育棟及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	896,000千円 H15.3.31まで	H14.9.9 ハノイで (同日)	日本側 山崎隆一郎在グイエトナム大使 グイエトナム側 ホアン・バン・ギエン人民委員長	H15.10.16 387号
グイエトナム	ニヤチャン海洋養殖研究開発センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とグイエトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	ニヤチャン海洋養殖研究開発センター建設計画を実施するために必要な1. 管理研究棟、ふ化飼育棟及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	873,000千円 H15.12.5まで	H14.12.6 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在グイエトナム大使 グイエトナム側 ター・クアン・クア水産大臣	H15.11.21 438号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

シトナムとの無償資金協力取極一覧

ベトナムとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勅封捺印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
グイエトナム	麻彦ワクチン製造施設建設計画 のための贈与に関する日本国政府 とグイエトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	麻彦ワクチン製造施設建設計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	136,000千円 H16.2.27まで	H15.2.28 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在グイエ トナム大使側 チャエン・ グアイ・チュエン・チェン保 健大臣	H16.1.28 32号
ベトナム	第二次中部地方橋梁改修計画の ための贈与に関する日本国政府 とベトナム社会主義共和国政府 との間の交換公文	第二次中部地方橋梁改修計画を実施するために必要 な橋梁の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,010,000千円 H16.3.31まで	H15.6.23 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム 大使側 タオ・グアイ ベトナム側 交通運輸大臣	H16.8.11 445号
ベトナム	麻彦ワクチン製造施設建設計画 のための贈与に関する日本国政府 とベトナム社会主義共和国政府 との間の交換公文	麻彦ワクチン製造施設建設計画を実施するために必要 な麻彦ワクチン製造施設の建設に必要な生産物及び役 務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 機械の操作指導に必要な役務の供与 5. 施設の運営指導に必要な役務の供与	2,141,000千円 (H15年度 70,000千円) H16.3.31まで (H16年度 1,442,000千円) H17.3.31まで (H17年度 629,000千円) H18.3.31まで	H15.6.24 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム 大使側 チャエン・グアイ ベトナム側 ・チュエン・チェン保健大 臣	H16.7.7 325号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とベトナム 社会主義共和国政府との間の交 換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での視学に必要な経費の供与	74,000千円 H16.3.31まで	H15.6.27 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム 大使側 グエン・ミン ベトナム側 ・ヒエン教育訓練大臣	H16.8.19 489号
ベトナム	国立小児病院機械改善計画のた めの贈与に関する日本国政府と ベトナム社会主義共和国政府と の間の交換公文	国立小児病院機械改善計画を実施するために必要 な機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	314,000千円 H16.3.31まで	H15.7.18 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム 大使側 チャエン・グアイ ベトナム側 ・チュエン保健大 臣	H16.8.10 438号
ベトナム	グアン省ナムダン県農村生活環 境改善計画のための贈与に関す る日本国政府とベトナム社会主 義共和国政府との間の交換公文	グアン省ナムダン県農村生活環境改善計画を実施す るために必要な灌漑施設、橋梁、変電所及び関連施設の建設及び改 修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	472,000千円 H16.3.31まで	H15.7.29 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム 大使側 レー・フイ・ ベトナム側 ・農業・農村開発大臣	H16.8.3 412号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (加註印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ベトナム	北部地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	北部地下水開発計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の施設の管理指導に必要な役務の供与	687,000千円 H16.3.31まで	H15.7.29 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 ム大使 ベトナム側 レー・フイ・ゴ農業・農村開発大臣	H16.8.11 447号
ベトナム	第二次北部山岳地域初等教育施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	第二次北部山岳地域初等教育施設整備計画を実施するために必要な 1. 施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の施設の管理指導に必要な役務の供与	494,000千円 H16.11.24まで	H15.11.25 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 ム大使 ベトナム側 グエン・ミン・ヒエソ教育訓練大臣	H16.8.30 550号
ベトナム	ミソソン遺跡保存環境整備計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	ミソソン遺跡保存環境整備計画を実施するために必要な 1. 展示棟及び管理棟の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の施設の管理指導に必要な役務の供与	293,000千円 H16.12.16まで	H15.12.17 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 ム大使 ベトナム側 フラム・クアン・ギ文化情報大臣	H16.9.2 568号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ベトナムとの無償資金協力取極一覧